

平成20年度の補助事業の概要

(砂糖生産振興事業)

20年度以降の砂糖生産振興事業

砂糖生産振興事業は、平成20年度以降は、既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップを適切に行うとともに、その実績について引き続き適切に評価を行うこととしている。

平成18年度に造成した基金を、事業実施主体が20年度に取崩して実施する事業は以下のとおりである。

てん菜生産構造改革特別対策基金
さとうきび増産プロジェクト基金

〔取崩期間は平成21年度まで〕

〔取崩期間は平成21年度まで〕

てん菜生産構造改革特別対策基金

1. 事業の目的

近年、高糖度品種への転換等により、てん菜の生産量はその需要を大幅に上回る規模まで拡大していることから、計画的な生産に向けた取組の強化が必要となっている。

一方、昨年3月に定められた平成27年度生産努力目標において、てん菜については、将来予想される担い手の労働力不足や経営規模の拡大等に対応するため生産費の1割程度削減を目標として掲げられた。その実現のためには、省力化・低コスト化が期待できる直播栽培の普及促進が不可欠である。

このため、新たな経営安定対策の移行する期間において、地域の実情に応じて、地域自らが作成する計画の下で構造改革を進めるための取組を支援し、てん菜産業の安定的な発展に寄与する。

2. 事業の概要

社団法人北海道てん菜協会において、てん菜生産構造改革特別対策基金（以下「基金」という。）を造成し、地域の計画達成に向けた以下の取組を支援する。

(1) 各 JA は地域の生産構造を踏まえ下記メニューの中から事業を選択し、事業実施期間を通じてのマスタープランを作成。

① 直播の導入による省力化の推進

地域に合った栽培技術を確立・普及するための展示圃の設置、播種機等直播用機械の導入、初期生育安定対策に防風ネットの導入等

② 需要に応じた計画的生産の推進

指標面積の遵守、早期出荷の推進等の推進のための取組

(2) 省力化・低コスト化を推進する技術開発

多畦ハーベースターの改造及び改造後の導入モデルの作成、直播栽培の初期生育の安定化の研究、てん菜の他用途、他品目転換に関する検討

3. 事業実施主体：(社) 北海道てん菜協会

4. 補助率：定額

5. 所要額：1,500百万円

6. 事業実施期間：平成18年度

(平成18年度に造成した基金の取崩期間は、平成21年度まで)

さとうきび増産プロジェクト基金

1. 事業の目的

さとうきびは沖縄県及び鹿児島県南西諸島において、地域を支える上での基幹作物であり、国産糖製造事業とともに地域農業及び地域経済上重要な役割を担っている。

しかしながら、近年、さとうきびの生産量は横ばい若しくは低下傾向で推移し、収穫面積も減少傾向にある。この結果、一部地域において、製糖工場の操業率が著しく低下するなど、さとうきびをめぐる状況は厳しいものとなっている。

このため、さとうきびの増産に向けて、担い手の育成、生産基盤の整備、技術対策等さとうきびを取り巻く諸課題に対し、関係者が連携し、一丸となって取り組む必要がある。このようなことから、今後の取組方向が示された「さとうきび増産プロジェクト基本方針」に基づき地域ごとに策定されるさとうきび増産のための計画の達成に向けた取組を支援し、さとうきび産業の安定的な発展に寄与する。

2. 事業の概要

(社)鹿児島県糖業振興協会及び(社)沖縄県糖業振興協会において基金を造成し、強い農業づくり交付金を初めとする国庫事業等と連携・補完しながら、地域の計画達成に向けた以下の取組を支援する。

(1) 経営基盤の強化

地域の実情に応じた法人化支援や作業委託推進等の生産法人・営農集団組織の育成や機械化の推進。

(2) 生産基盤の強化

余剰バガスの還元、緑肥作物の栽培等による地力の増進や点滴灌漑設備の整備等による簡易な水源確保や防風・防潮林設置等による台風・干ばつ対策。

(3) 生産技術対策

地域に適応した風折抵抗性・干ばつ抵抗性品種への転換、夏植型秋収穫栽培を可能とする品種の現地実証の推進や病虫害防除・栽培技術に関する情報提供等。

3. 事業実施主体

(社)鹿児島県糖業振興協会及び(社)沖縄県糖業振興協会

4. 補助率

定額

5. 所要額

240百万円(同額県負担)

6. 事業実施期間

平成18年度

(平成18年度に造成した基金の取崩期間は、平成21年度まで)

